



賠償請求を行い、納期限までに支払が行われなかったため、令和3年3月以降相手方に対して、督促や催告等再三の損害賠償請求を行ったが、支払の履行がされなかった。

(4) 以上のことから、滞納している損害賠償金等の支払を求める訴えを提起するものである。

### 3 請求の趣旨

(1) 次の金額の支払を求める。

ア 金149,380円

イ 平成30年11月1日から令和元年5月31日までの遅延損害金2,058円

ウ 令和元年6月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

### 4 訴訟遂行の方針

(1) 本件訴訟は少額訴訟手続によるものとする。なお、相手方の希望等により通常訴訟に移行する可能性がある。

(2) 本件訴訟において必要がある場合は、和解および上訴をすることができるものとする。